

板橋区ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）利用料助成要綱

（令和6年1月12日区長決定）

（目的）

第1条 この要綱は、東京都が待機児童の解消に資することを目的として実施するベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型。以下「本事業」という。）の利用者が、本事業を利用することに伴い、ベビーシッター事業者（以下「事業者」という。）から請求を受ける利用者負担額（以下「利用料」という。）について、その費用の全部又は一部を予算の範囲内で助成することにより、保育所等利用者との金銭的負担の均衡を図るとともに、本事業の利用を促進することを目的とする。

（助成対象者）

第2条 この要綱による助成を受けることができる者は、板橋区ベビーシッター利用支援事業実施要綱（平成31年2月12日区長決定）第3条に定める者のうち、同要綱第5条の申請をした後、本事業に基づく居宅保育サービスの提供を受けた者（以下「利用者」という。）で、住民税課税世帯（本事業の利用に係る児童と同一の世帯に属し、又は生計を同一にする父母その他扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の区市町村民税均等割額の合算額が0円でないこと。なお、助成対象月が4月から8月までの場合は前年度の区市町村民税、9月から3月までの場合は当該年度の区市町村民税に拠る。）である者とする。

（対象経費）

第3条 この要綱による助成の対象となる経費は、本事業の利用に伴い発生する利用料であって、かつ、事業者が利用者に対して請求したものとする。

（助成金額）

第4条 助成金の額は、利用実績に応じて、利用者が事業者からの請求に基づき支払った利用料の額とする。ただし、助成額は、児童1人あたり月額33,000円を上限とする。

2 前項の助成額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（助成申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする利用者（以下「申請者」という。）は、助成申請書（別記第1号様式）に、事業者が発行した利用料に係る領収書、当該年度及び前年度の区市町村民税課税証明書又は区市町村民税納税通知書、給与所得等に係る特別徴収税額に関する通知書の写し、その他必要な書類を添付して、区長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、次の各号のいずれかの書類により児童が属する世帯の区市町村民税課税状況を確認することができるときは、前項の書類の提出を省略することができる。

（1）同年度における東京都板橋区児童福祉法施行規則（昭和40年3月1日東京都板橋区規則第12号）第4条第3項に規定する保育所入所申込書等

（2）公簿等

（3）生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあつては、福祉事務所の長の証明書

3 助成金の交付申請は、年度ごとに行うものとする。

(交付決定通知等)

第6条 区長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、速やかに審査し、適当と認めた場合は交付決定通知書（別記第2号様式）により、不適当と認めた場合は不交付決定通知書（別記第3号様式）により、それぞれ申請者に通知する。

(決定の取消し・変更)

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更するものとする。

- (1) 申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成要件を満たしていないとき。
- (3) その他区長が必要と認めたとき。

(助成金の返還)

第8条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて申請者にその返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年1月12日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱中第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に利用される本事業の利用者について適用し、同日前に利用される本事業の利用者については、なお従前の例による。

ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）利用料助成申請書 兼 口座振替依頼書

年 月 日

住 所	板橋区	
	連絡先 ()	
フリガナ		
保護者氏名		
フリガナ		
児童氏名		
生 年 月 日	年 月 日	
対 象 児 童	右欄の□にレ点を記入してください。	☐ 第1子 ☐ 第2子以降
請 求 月	年 月分 から 年 月分 まで	

- ・ 板橋区ベビーシッター利用支援事業の利用に伴い、事業者から請求を受けた利用料の助成について、領収書等を添付して申請します。
- ・ 助成金受給対象となった場合には、下記の指定口座に振り込んでください。

（個人情報について）

- ☐ 決定に当たっては、必要な範囲で、板橋区が保有する保育施設入所申込み状況その他審査に要する情報を閲覧及び調査することに同意します。
- ☐ 本申請内容及び同意して得た情報を受給資格審査、補助金額の算定並びにその付帯業務のため区が利用することに同意します。

（フリガナ）

保護者氏名 _____ 印

振 込 先	金 融 機 関 名								
	支 店 名								
	口 座 番 号	普通口座							
	フリガナ								
	口座名義人								

※ 振込先は、児童の保護者名義の口座に限ります。
※ ゆうちょ銀行の場合、通帳で確認し、支店名は漢数字3桁をご記入ください。

〒
板橋区

様

年 月 日

板橋区ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）利用料助成
交付決定通知書

板橋区長
坂 本 健
(公 印 省 略)

下記の通り、板橋区ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）利用料助成額を決定したので通知します。

記

保護者氏名		児童氏名	
利用事業者		生年月日	年 月 日

交 付 決 定 額		円	
(内訳)			
	金 額		金 額
4月	円	10月	円
5月	円	11月	円
6月	円	12月	円
7月	円	1月	円
8月	円	2月	円
9月	円	3月	円

様

板橋区ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）利用料助成
不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました、ベビーシッター利用
支援事業の利用に係る利用料の助成につきましては、下記の理由により不交
付となりましたので通知します。

記

不交付理由

年 月 日

板橋区長
坂 本 健
(公 印 省 略)